議案第111号

建物の譲渡について

上記の議案を提出する。 平成28年2月24日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

本件は、志賀島保育所について民営化を行うため、その建物を無償で譲渡する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

建物の譲渡について

志賀島保育所について民営化を行うため、建物を次のように無償で譲渡する。

- 1 所 在 地 福岡市東区大字志賀島1735番地131及び1737番地5
- 2 譲渡する建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(延面積603.54平方メートル)鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建(面積10.69平方メートル)

コンクリートブロック造スレートぶき平家建 (面積4.52平方メートル)

鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建(面積3.72平方メートル)

3 譲渡の相手方 福岡市東区大字志賀島1735番地116 学校法人 ふたば幼稚園